

令和5年度 給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

*コピーしてご利用ください

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

		1 現年度	2 新年度	3 両年度
年 月 日 (宛先) 埼玉県戸田市長	給与 支 払 者 (特別徴収義務者)	住所(居所)又は所在地	〒	
		フリガナ		
		氏 名 又は名称		
		代表者の 職 氏 名		
		特別徴収義務者指定番号		
		整理番号		
		連絡先の氏名及び 所属課、係名並び に電話番号	課・係	
			フリガナ	
			氏名	
		電話	(内線)	
給与所得者		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)
フリガナ		円	6 月分から 月分まで	円
氏 名 (生年月日)	(旧姓)			
個人番号				
1月1日 現在の住所				
給与の支払 を受けた後の 住所				
異動年月日		異動の事由		異動後の 未徴収税額の 徴収方法
年	月	日	1 退職 2 転職 3 合併 4 休職 5 長期欠勤 6 死亡 7 会社解散 8 住所誤報	9 その他 ※以下の理由を必ず選択してください。 A 総従業員数が2人以下 B 他の事業所で特別徴収(乙欄) C 給与が少なく税額が引けない D 給与の支払が不定期 E 事業専従者(個人事業主のみ)
				1 特別徴収継続 2 一括徴収 3 普通徴収 (本人が納付)

1 特別徴収継続の場合(転職・合併等)

※退職者についても、翌年度分の給与支払報告書の提出をお願いいたします。

新しい勤務先 (特別徴収義務者)	所在地	〒	担当 者 連 絡 先	係	特別徴収義務者 指 定 番 号	新規			
	フリガナ			フリガナ		月割額 円	税額・指定番号の事前連絡		
	名 称			氏名			月分(翌月10日納期限)	希望する(月日まで)	希望しない
	代表者の 職 氏 名			電話		から徴収して納入する。			
	法人番号			内線()		受給者番号(任意)	納 入 書 1 必要 2 不要 (新規の場合のみ選択)		

2 一括徴収の場合

※1月1日から4月30日までの間に退職した従業員の未徴収税額は、一括徴収することが義務づけられています。

一括徴収の理由	一括徴収税額	徴収予定年月日	左記の一括徴収した税額は、
1 異動が令和5年12月31日までで、申出があったため	円	年 月 日	月分(翌月10日納期限)で
2 異動が令和6年1月1日以降で特別徴収の継続の希望がないため			納入します。

連絡事項等

※市処理欄	お問い合わせ番号	転勤	一括徴収	未退	休職	事業所	その他	入 力	確 認	プルー	変	特
											更	徴
											月	税
											月	額
											円	

【提出先】 〒335-8588 埼玉県戸田市上戸田1丁目18番1号
戸田市役所 市民税課 市民税担当

月	円	電話・手紙
月以降	円	要(/)・不要 月・指

(注意)

1 「特別徴収義務者指定番号」・「整理番号」の欄には特別徴収税額通知書に記載された番号をそれぞれ記入してください。

2 「転勤・転職の場合を除き、個人事業主の方が提出される場合には、事業主の個人番号の記載および本人確認書類(個人番号と身元の確認できる書類)の添付が必要です。(添付書類の例 マイナンバーカード(二点可)、マイナンバー通知カード+免許証等の身分証(二点必要))

3 「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上段の事項を記入し、新勤務先に回送願います。また、前勤務先が個人事業主の場合「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ回送願います。

ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。

また、前勤務先が個人事業主の場合「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ回送願います。